

資料1

山梨移住プロモーション事業「山梨まるごと移住セミナー&相談会」企画・運営 業務委託に係る企画提案募集要項

この「企画提案募集要項」（以下「募集要項」という。）は、山梨県（以下「県」という。）が実施する山梨まるごと移住セミナー&相談会企画・運營業務（以下「業務」という。）の委託に関し、企画提案をしようとする者（以下「提案者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めるものである。

1 目的・趣旨

自治体間での移住者獲得競争が激化するなかで、東京圏在住の移住を検討している者に対して、県内の移住に係る様々な情報の取得や、市町村等との個別相談等が可能な移住イベントを実施し、特に 20 代から 40 代の世代を中心に、本県の暮らしの魅力、自然の豊かさ等を PR し、本県の認知度の向上を図ると共に将来的な移住に繋げていくことを目的とする。

上記の内容を実現すべく業務を遂行するため、県内の地域事情や都市住民の動向に関して精通し、十分な企画・運営体制が整えられた事業者から企画・運営の企画提案を募るものである。

2 業務内容

(1) 業務件名及び数量

山梨まるごと移住セミナー&相談会企画・運營業務 一式

(2) 業務の仕様等

「資料2 山梨まるごと移住セミナー&相談会企画・運營業務委託 仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和元年11月29日まで

(4) 予算額（委託予定額）

金 4,994,104 円（税込）以内

3 企画提案応募等に関する事項

(1) 担当課

山梨県総合政策部地域創生・人口対策課 電話 055-223-1850 FAX 055-223-1776
電子メールアドレス c-jinko@pref.yamanashi.lg.jp

(2) 日程

- | | |
|-------------------|-------------------|
| ①募集要項等の交付開始 | 令和元年7月24日(水) ※公告日 |
| ②企画提案応募資格確認申請書の提出 | 令和元年8月2日(金) |
| ③企画提案に係る質問の受付期限 | 令和元年8月2日(金) |
| ④企画提案書等の提出期限 | 令和元年8月9日(金) |
| ⑤採用業者の決定・委託契約締結 | 令和元年8月中旬を予定 |

(3) 募集要項等の交付

山梨県ホームページからダウンロードすること。

(4) 企画提案応募資格確認申請書の提出

- ① 応募を希望する者は、応募資格を有することを証明するため、企画提案応募資格確認申請書(様式1)(以下「申請書」という。)を提出し、企画提案応募資格の確認を受けなければならない。
- ② 申請書には誓約書(様式2)、役員名簿(様式3)を添付すること。ただし、既に物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格(令和14年2月28日山梨県告示第64号)に規定する物品等入札参加資格者名簿に登載されている法人又は個人は、競争入札参加資格通知書(写)の添付をもって代えることができる。
- ③ 申請書の提出期限
[提出期限] 令和元年8月2日(金) 午後4時まで [必着]
※地域創生・人口対策課(本館3階)に直接持参又は郵送すること。
※受付時間: 午前9時~正午・午後1時~4時
- ④ 提出期限までに県が申請書を受理できない場合は、応募資格の確認は受けられず、応募することはできない。

(5) 募集要項等に関する質問の受付

募集要項等に関する質問は「(様式4)山梨まるごとセミナー&相談会企画・運営業務委託企画提案質問書」により受け付ける。

- ① 受付期間: 令和元年7月24日(水)~同年8月2日(金) 午後4時まで
- ② 提出方法: 原則として電子メール
- ③ 回答方法: 受け付けた質問については質問事項と回答事項を取りまとめ、山梨県ホームページにより回答する。
- ④ 回答期日: 随時取りまとめのうえ、回答する。なお、最終回答は令和元年8月6日(火) 午後4時までに行う。

(6) 企画提案書等の提出

- ① 提案者は、次のアからウまでの書類(以下「企画提案書等」という。)を持参又は郵送により提出しなければならない。なお、提案者1事業者につき1提案とし、提案内容に係る費用の額は、「2 業務内容 (4) 予算額(委託予定額)」を超えないものとする。

ア 企画提案書 7部(コピーでも可)

A4判左綴じで、様式は任意だが概ね20ページ以内で作成すること。

必須事項として、提案の考え方、当日のプログラム、山梨の魅力を伝えるステージイベントの内容、レイアウト、広報手段、実施までのスケジュール、想定入場者数について記載することとし、提案内容が判断できるものを記載することとする。

イ 法人の概要書 1部

様式は任意、既存のものやパンフレットでも可とする。

ウ 業務実施体制表（様式5） 1部

これまでの類似業務実績、当該業務にかかわるスタッフ等の見込みについて記載。

エ 経費見積書 1部

A4判で、様式は任意とする。

② 企画提案書等の提出期限

[提出期限] 令和元年8月9日（金）午後4時まで〔必着〕

※地域創生・人口対策課（本館3階）に直接持参又は郵送すること。

※受付時間：午前9時～正午・午後1時～4時

③ 提出期限までに県が企画提案書等を受理できない場合は、審査対象としない。

④ 一度提出した企画提案書等は、これを書き換え、差し替えまたは撤回をすることができないものとする。

(7) 企画提案の無効

「6 参加資格」の条件を満たさなくなった者の企画提案及び次のいずれかに該当する企画提案は無効とする。

① 募集要項の規定に反した提案

② 「2 業務内容」中の「(4) 予算額（委託予定額）」を超える提案

③ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案

4 委託候補者の選定方法等に関する事項

(1) 提出された企画提案書等で審査を行う。

(2) 審査基準は別紙のとおりとする。

(3) 審査を基に県が第1順位の委託候補者を決定する。

(4) 審査の結果については、各提案者に電話で「採用」「不採用」の別を連絡する。

(5) 第1順位の委託候補者が契約を締結しないときは、次点の者と契約の交渉を行う。

5 契約に関する事項

(1) 契約書は2通作成し、双方記名押印して、各自1通を所持するものとする。

(2) 契約保証金は免除する。

(3) 企画提案書等との関係

企画提案書等に記載された事項は、資料2の仕様書と合わせ、契約時の仕様書として扱うものとする。ただし、業務の目的達成のために修正すべき必要がある場合には、県の指示により契約締結段階において契約内容を追加、変更又は削除するものとする。

6 応募資格

応募できるのは、次に掲げる条件を全て満たす業者とする。

- (1) 県内に本社（本店）又は事業所を有している法人又は個人であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（令和3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は法人にあってはその役員が暴力団員でないこと。
- (3) 常に連絡が取れ、必要な都度面談できるスタッフを配置できること。
- (4) 業務内容についての守秘義務を遵守できること。
- (5) その他、県の指示に対応すること。

7 その他

(1) 提出書類の取扱い

- ① 提案者が県に提出した書類（以下「提出書類」という。）に含まれる著作物の著作権は、提案者に帰属する。
- ② 提出書類はいかなる理由があっても返却しないものとする。
- ③ なお、提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として提案者が負うものとする。

(2) 提案者が本企画提案応募に要した一切の費用については、全て提案者自身が負担するものとする。

(3) 契約を締結するまでの間、「6 応募資格」の条件を満たさない事態が発生した場合には契約を締結しないことがある。

なお、手続きの停止又は契約を解除した場合でも、当該業務に要した費用については、一切補償しないものとする。

(4) 「6 応募資格」の条件を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合、経営状況が著しく不健全であると認められる場合等にあつては、応募を認めないことがある。